

石川県原子力環境安全管理協議会議事録

1. 日 時：平成19年1月18日(木) 13時30分～15時15分

2. 場 所：石川県庁11階1109会議室

3. 出席者：22名(名称略)、事務局、説明者他

4. 議事概要

(1) 志賀原子力発電所の運転状況等及び連絡基準に基づく連絡事象について、北陸電力㈱から説明があった。

(委員) 1号機発電機附属設備に記録用紙が吸い込まれた件で、どのように職員に再発防止策の周知徹底を図ったのか。

(電力) 今回の事案は、作業の指示が若干曖昧であった点が原因となっている。そのため、曖昧なところを無くし、作業指示を徹底した。

(2) 志賀原子力発電所周辺環境放射線監視結果報告書(平成18年度第2報)(案)について、石川県から説明があった。

(3) 志賀原子力発電所温排水影響調査結果報告書(平成18年度第1報)(案)について、石川県から説明があった。

(4) 志賀原子力発電所2号機蒸気タービン改造工事に係る工事計画の審査結果について原子力安全・保安院から、引き続き北陸電力から説明があった。

(委員) 整流板のこれまでの使用実績は、志賀2号機のような大きい出力のものはない。大丈夫なのか。また、長期間使用しても問題はないのか。

(保安院) 安全審査は整流板に当たる蒸気の力に対し、整流板が耐えられるかという観点で評価している。使用実績の有無は、評価には関係ない。また、評価を行うにあたって、何年間もてば良いというような観点では評価を行っていない。今回の整流板の採用については、恒久的な対策としても問題はない。

(委員) 今後、据付工事が行われることとなるが、国、電力ではどのような検査等が行われることとなるのか。

(保安院) 電気事業法に基づき使用前検査が行われる。一般的には、検査は、寸法等の確認の検査、総合的な検査が行われる。

(電力) 工場の製作段階と現場での据付段階の2段階で工事管理を行ってい

く。工場の製作段階では、電力自らが確認を行う。また、現場での据付段階では、機能・性能について逐次確認していく。

(委員) 委員として入手しうる情報及び大学内の研究者から、整流板の設置について解析が妥当であるか検証した。タービンの蒸気中に整流板を設置して予期しない蒸気の渦ができ、影響を与えないのかを確認することが一番重要。今回、電力の方で使用している計算プログラムはいろいろな分野で使われているものであり、妥当性は広く認められている。それをを用いた電力の解析結果については、保安院の結論と同じく、妥当であることを確認した。

(委員) 共振した場合の影響を評価しているが、120%オーバースピード時に固有振動数が蒸気タービンの固有振動数に近くなるため、念のため、実施したと考えれば良いのか。

(保安院) そのとおり。

(5) 平成18年度第2四半期保安検査結果について、原子力安全・保安院志賀原子力保安検査官事務所から説明があった。

(6) 前回の議事録(案)について、意見等があれば1月25日までに事務局へ連絡していただくこととなった。

以 上